



島根県報

令和6年8月20日（火）

第 5 4 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

令和6年度秋期島根県狩猟免許試験の実施 (農山漁村振興課) 2

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

【特定調達公告】

防災行政無線ネットワーク I P ネットワーク再構築業務委託に係る一般競争入 (消 防 総 務 課) 4

札の実施

【選管告示】

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の選任 7

告 示**島根県告示第543号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
松江市東忌部町字八畑平3138-28
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和6年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 対象者
県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 狩猟免許を受けることができない者
法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者
- 3 試験科目等
 - (1) 適性試験

| 科 目 | 検 査 事 項 |
|---------|-------------------------|
| 視 力 | 視力及び視野の検査 |
| 聴 力 | 聴力の検査 |
| 運 動 能 力 | 歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査 |

- (2) 知識試験

| 科 目 | 時 間 |
|--------------------------|-----|
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 | 90分 |
| 鳥獣の保護及び管理に関する知識 | |
| 猟具に関する知識 | |
| 鳥獣に関する知識 | |

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識並びに鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

- (3) 技能試験

| 免許の種類 | 試 験 事 項 |
|---------|--|
| わな猟免許 | 1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第1種銃猟免許 | 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第2種銃猟免許 | 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |

4 開催日時、場所等

| 月 日 | 時 間 | 所在地及び会場名 | 対 象 区 域 |
|-----------|-------|----------------------|---------|
| 10月6日（日） | 午前9時～ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 県内全域 |
| 10月20日（日） | 午前9時～ | 出雲市大津町1139 出雲合同庁舎 | 県内全域 |
| 10月22日（火） | 午前9時～ | 松江市内中原町52 島根県職員会館 | 県内全域 |

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

| | | |
|----------------------|----------------------|--------|
| 1 法第49条各号のいずれかに該当する者 | (1) わな猟免許 | 2,900円 |
| | (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 | 3,900円 |
| 2 1以外の者 | (1) わな猟免許 | 3,900円 |
| | (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 | 5,200円 |

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部農山漁村振興課、隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課、各農林水産振興センター林業振興

課及び事務所林業普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部農山漁村振興課、隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課、各農林水産振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年8月7日から同年11月21日まで

3 作業地域

出雲市宇那手町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

防災行政無線ネットワークIPネットワーク再構築業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 委託場所

県内一円

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 情報処理技術者試験（ネットワークスペシャリスト試験）以上の試験に合格した者を雇用しており、契約の全期間において当該試験合格者1名を主任担当者に選任できること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱う。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部消防総務課

電話 0852-22-5889 F A X 0852-22-5930

電子メール bousai-sys@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年9月30日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

- (4) 島根県ホームページ上（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_syobosomu/202409_IPNetwork_Reco_nstruction.html）

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和6年9月13日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札、開札の日時等

(1) 日時

令和6年9月30日（月）午前10時

(2) 場所

松江市殿町1番地

島根県庁舎 6階 605会議室

(3) 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年9月26日（木）正午までに到着していること。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部消防総務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Disaster Prevention Administrative Radio Network IP Network Reconstruction Work Contract, 1 set
- (2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. September 30, 2024
(Bids by post must be received by 12 : 00 p.m. on September 26, 2024)
- (3) Contact point for the notice : Disaster Communication Section, Fire Fighting Coordination Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5889 FAX 0852-22-5930
Email: bousai-sys@pref.shimane.lg.jp

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和6年8月1日に開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会において、次の者を鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長に選任した。

令和6年8月20日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大野 敏之

鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1971-2 藤村 実千子

任期 令和6年10月20日から令和9年10月19日まで